

○質屋の許可の取消し、営業の停止命令

第25条第1項

改正	平成24年11月27日	平成26年 3 月20日
	平成27年 5 月29日	平成29年 3 月22日
	平成29年11月28日	令和元年12月14日
	令和 3 年 4 月15日	令和 5 年 7 月13日

処分基準

令和 5 年 7 月13日作成

法令名	質屋営業法
根拠条項	第25条第1項
処分の概要	質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令
原権者（委任先）	岡山県公安委員会
法令の定め	質屋営業法第3条（許可の基準）
処分基準	別紙「質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室